

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 新旧対照表

(下線部分は改定部分)

改定後	改定前
<p>優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方</p>	<p>優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方</p>
<p>はじめに</p> <p>優越的地位の濫用は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）において、不公正な取引方法の一つとして禁止されている（注1）。</p> <p>（注1）<u>独占禁止法の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）によって、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化された。</u>同号のほか、同項第6号の規定により公正取引委員会が指定する、①<u>全ての業種に適用される「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第13項（取引の相手方の役員選任への不当干渉）、及び②特定の事業分野にのみ適用される不公正な取引方法（以下「特殊指定」という。）</u>にも、優越的地位の濫用の規定が置かれている。</p> <p>なお、優越的地位の濫用の規定がある特殊指定は次のとおり</p>	<p>はじめに</p> <p>優越的地位の濫用は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）において、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。<u>優越的地位の濫用の規定は、独占禁止法の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「独占禁止法改正法」という。）によって、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化された（注1）。</u></p> <p>（注1）<u>独占禁止法第2条第9項第5号</u>のほか、同項第6号の規定により公正取引委員会が指定する、①<u>すべての業種に適用される「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第13項（取引の相手方の役員選任への不当干渉）、及び②特定業種にのみ適用される不公正な取引方法（以下「特殊指定」という。）</u>にも、優越的地位の濫用の規定が置かれている。</p> <p>なお、優越的地位の濫用の規定がある特殊指定は次のとおり</p>

である。

- [略]
- 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号）
- [略]
- 製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法（令和8年公正取引委員会告示第3号）

[略]

独占禁止法第2条第9項第5号の優越的地位の濫用であって、一定の条件を満たすものについて、公正取引委員会は、課徴金の納付を命じなければならない（注2）。そこで、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、公正取引委員会は、独占禁止法第2条第9項第5号の優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、この「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定する（注3）（注4）。

（注2）独占禁止法第20条の6。

なお、優越的地位の濫用に該当する行為に対して、独占禁止法第2条第9項第5号の規定を適用してその排除が図られる場合には、当該行為に重ねて同項第6号の規定を適用してその排除に係る措置をとることはない。

である。

- [略]
- 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号）
- [略]

[略]

独占禁止法改正法が成立したことにより、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用であって、一定の条件を満たすものについて、公正取引委員会は、課徴金の納付を命じなければならないこととなった（注2）。そこで、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、公正取引委員会は、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、この「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定する（注3）（注4）。

（注2）独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に対しては、同号の規定のみを適用すれば足りるので、当該行為に独占禁止法第2条第9項第6号の規定により指定する優越的地位の濫用の規定が適用されることはない。

<p>(注3) 公正取引委員会は、特定の業種等における優越的地位の濫用等の独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、次のガイドライン等を策定・公表してきている。</p> <p>&lt;優越的地位の濫用に係る主なガイドライン等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準（平成17年事務総長通達第9号）</li> <li>○ フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月24日公正取引委員会）</li> <li>○ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月17日公正取引委員会）</li> <li>○ 「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法」の運用基準（令和8年事務総長通達第10号）</li> </ul> <p>(注4) 以下、第1から第4までにおける「優越的地位の濫用」とは、独占禁止法第2条第9項第5号の優越的地位の濫用を指す。</p> <p>[略]</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 優越的地位の濫用となる行為類型</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 独占禁止法第2条第9項第5号ハ</p>	<p>(注3) 公正取引委員会は、特定の業種等における優越的地位の濫用等の独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、次のガイドライン等を策定・公表してきている。</p> <p>&lt;優越的地位の濫用に係る主なガイドライン等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準（平成17年事務総長通達第9号）</li> <li>○ フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月24日公正取引委員会）</li> <li>○ 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月17日公正取引委員会）</li> </ul> <p>(注4) 以下、第1から第4までにおける「優越的地位の濫用」とは、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用を指す。</p> <p>[略]</p> <p>第1～第3 [略]</p> <p>第4 優越的地位の濫用となる行為類型</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 独占禁止法第2条第9項第5号ハ</p>
---	---

<p>[略]</p> <p>(1) 受領拒否 ア・イ [略]</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>天災や道路事情等、納入業者に責任のない事情により納期や検査基準を満たすことができないものの、賞味期限には十分余裕がある商品の受領について納入業者から協議を求められたにもかかわらず、飲食料品の製造年月日から賞味期限までの期間のうち、製造年月日から最初の3分の1に当たる日までに商品を納品しなければならぬという商慣行（いわゆる3分の1ルール）や、既に納品した商品の賞味期限等より1日でも前の賞味期限等の商品を納品することは認められないという商慣行（いわゆる日付逆転品の納品禁止）のみを理由として、一方的に商品の受領を拒否すること。</u></p> <p>⑨ <u>あらかじめ納入業者と合意していた発注ロットを守らずに発注し、これに一方的に応じさせ、製造日付順の納品管理を困難にさせておきながら、一方的に、賞味期限等の異なる商品を混合した商品は納品することは認められないという商慣行（いわゆる日付混合品の納入禁止）を理由に、商品の受領を拒否すること。</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等</p>	<p>[略]</p> <p>(1) 受領拒否 ア・イ [略]</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等</p>
--	---

<p>[略]</p> <p>ア 取引の対価の一方的決定 (ア)・(イ) [略]</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>①～⑩ [略]</p> <p>⑪ <u>量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が減少し、製造に要する費用が大幅に上昇していることを理由に、取引の相手方が量産時の大量発注を前提とした従前の単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、又は無視して、従前の単価と同一の単価を一方的に定めること。</u></p> <p>⑫ <u>取引の相手方に対し、通常の価格より著しく低い又は著しく高い対価での取引を要請し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆することにより、取引の相手方と協議することなく、一方的に通常の価格より著しく低い又は著しく高い対価の額を定めること。</u></p> <p>⑬ <u>労務費、原材料費、エネルギーコスト等が上昇し、取引の相手方のコストが大幅に増加したため、取引の相手方が当該コストの増加に関する資料に基づき単価の引上げに関する協議を求めたにもかかわらず、理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の単価と同一の単価を一方的に定めること。</u></p> <p>⑭ <u>取引の相手方が発注される前にあらかじめ発注数量を予測して生産しなければ納品期日に間に合わないような短納期発注に応じ</u></p>	<p>[略]</p> <p>ア 取引の対価の一方的決定 (ア)・(イ) [略]</p> <p>&lt;想定例&gt;</p> <p>①～⑩ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	---

ることを前提とした発注を行い、取引の相手方である納入業者の生産コスト等が大幅に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の単価を一方的に定めること。

イ [略]

ウ その他

(ア)・(イ) [略]

<想定例>

①～③ [略]

④ 取引の相手方に対し、債務超過等業績が不振な会社の発生記録による電子記録債権、満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権等の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な電子記録債権を使用して対価を支払い、通常よりも割高な割引料を負担させること。

イ [略]

ウ その他

(ア)・(イ) [略]

<想定例>

①～③ [略]

④ 取引の相手方に対し、債務超過等業績が不振な会社の振り出した手形、手形サイトが著しく長い手形等の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付し、通常よりも割高な割引料を負担させること。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。